

令和7年11月10日
地域学校連携課

世田谷区学童クラブ条例の一部改正について

1 主旨

区立瀬田小学校改築に伴い、瀬田小新BOP学童クラブの活動場所を一時的に瀬田中学校内に移転していたが、新校舎棟完成に伴い、瀬田小新BOP学童クラブの活動場所を変更するため、「世田谷区学童クラブ条例」を一部改正する必要が生じた。このたび、改正する条例を令和7年第4回区議会定例会に提案予定であることから、報告する。

2 内容

世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例

改正理由 世田谷区立瀬田小新BOP学童クラブの移転に伴う一部改正

改正内容 世田谷区立瀬田小新BOP学童クラブの活動所在地を変更する。

変更前 世田谷区瀬田二丁目17番1号

変更後 世田谷区瀬田二丁目15番1号

施行日 令和8年3月9日

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年11月12日 子ども・若者施策推進特別委員会報告

令和7年11月 第4回区議会定例会に提案

令和8年 3月 7日 移転

3月 9日 新BOP学童クラブの使用開始